

ふじさわ女性支援計画（仮称）（骨子案）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

藤沢市では1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定後、2001年（平成13年）に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」、2021年（令和3年）に「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」を策定し、ジェンダー平等、男女共同参画を推進してきました。

本計画は、社会や環境のあり方、仕組みから多様化、複雑化した課題を抱えやすい「女性」の目線に立った支援を図り、女性の自己肯定感を高めるため、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」の別冊として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市基本計画」として策定するものです。

2 計画の概要

この計画は、2030年（令和12年）を期限とする「持続可能な開発目標“SDGs”」やふじさわジェンダー平等プランの計画期間に合わせて、2025年（令和7年）4月1日から2030年（令和12年）3月31日までの5年間を計画期間とし、以降、ふじさわジェンダー平等プランの改定に合わせていきます。

なお、女性を取り巻く環境は社会情勢などにより影響を受けやすいことから、状況の変化に対して、適時計画の見直しを行います。

3 女性を取り巻く現状と女性支援の背景

（1）国や県の動向

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について
- ・ 関連法令の改正について
- ・ 性犯罪、性暴力対策の強化の方針（更なる強化）について

（2）藤沢市の現状

（3）市民意識調査の結果

第2章 目標と課題・施策の方向性

重点目標

- 1 あらゆる暴力の根絶
- 2 生活上の困難に対する支援
- 3 生涯にわたる健康づくりの推進

対象者や施策の方向性に関する考え方

この計画の対象者は、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む）とし、性自認が女性のトランスジェンダーを含みます。

困難な問題を抱える女性の支援には、女性相談支援員だけがすべての事案に対応することは困難なことから、所属部署に関わらず、各職員は、女性を取り巻く課題認識や相談支援に関する知識、技術を習得することで、対応力の向上を図ることとします。

また、対象となる女性が抱えている不安を解消するためには、NPO法人や社会福祉法人、企業などさまざまな民間団体と行政が一体となって取り組むことが重要であることから、女性を取り巻く様々な主体を繋ぎ、課題等を共有するとともに、必要な情報やツールを提供するなど、対象者への支援と併せ、「支援者を支える」施策を推進します。

重点目標1 あらゆる暴力の根絶

神奈川県配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移では、2020年度（令和2年度）に過去最高となり、その後は高水準で推移しており、藤沢市においても同様の傾向となっています。DVに関わる問題は重大な人権侵害であり、男女の経済力や社会的地位の格差、社会構造の問題や性別による固定的な役割分担意識等の社会的な要因など、様々な原因が複雑に関わっており、極めて深刻な問題です。

また、社会ではDVに限らず、虐待やハラスメント、あるいは性犯罪やストーカー、SNS上での誹謗中傷など、さまざまな暴力が身近に存在しており、対応する施策を展開するとともに、必要な情報が、必要な人に届き、支援に繋がれるよう取組を進めます。

1 配偶者等による暴力（DV）の防止

（1）DV防止に向けた取組の強化

- DVの未然防止に向けた意識啓発
- 被害者の早期発見のための取組

(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶

相談機能の整備・充実と安全の確保

- 支援の端緒である相談窓口における対応力強化と連携
- 相談者に関する情報の保護・管理の徹底並びに関係各課等との連携
・庁内DV対応ネットワーク会議の開催
- 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保

2 自分らしく暮らすための自立支援の促進

- 住まい、就労などの経済的支援
- 被害者の安全を確保しながらの自立支援に向けた取組
・女性保護シェルターをはじめさまざまな主体との連携による支援
- 被害者の日常生活に向けた回復支援

3 ハラスメントの防止

- ハラスメントの防止に向けた意識啓発と相談窓口の連携強化
- 市職員へのハラスメント防止に向けた体制の整備
- セクシュアルハラスメント（スクールハラスメント）の防止に向けた周知・啓発

4 虐待や性犯罪の防止

- 虐待に関する情報収集、調査、対応の充実
- 虐待防止に関する啓発の推進
- 女性に対する性犯罪・性暴力防止に向けた啓発
- 児童・生徒を性犯罪から守るための情報共有や啓発活動の促進
- メディアにおける性表現・暴力表現の防止、性の商品化の防止
- SNSを活用した早期発見と相談体制の構築

重点目標2 生活上の困難に対する支援

人口減少と少子高齢化が進行する中、貧困や地域社会からの孤立など、時代の変化とともに、様々な困難を抱える人が増加しています。

特に女性をめぐる課題は、社会的・経済的な格差を背景に、複雑化、多様化し、複合化するなど、生活上の困難に直面しやすい傾向にあることから、さまざまな主体の連携を図りながら、当事者目線に立った支援を進めます。

1 経済的に困窮する女性への支援

- 生活に困窮する女性への支援
・生活保護、生活困窮支援

- 女性の雇用・就労機会の促進

2 ひとり親家庭などへの支援

- ひとり親家庭への相談支援
- ひとり親家庭などへの経済的支援

3 生活にさまざまな困難がある人々への支援

- 障がいのある女性への支援
- 高齢の女性への支援
- 外国につながる女性への支援
- 育児・介護を行う女性への支援

重点目標3 生涯にわたる健康づくりの推進

神奈川県が2023年（令和5年）に女性を対象に実施した調査によると、抱える困難な状況について、回答者の76.2%が健康に関わる不安や問題を抱えたことがあると回答しており、全体の1位となっています。これまで女性の健康課題に対して、社会として重視してこなかった状況があり、結果として、女性に我慢し、耐えることを強いていた面があります。

近年では「フェムテック」に注目した取組が様々な企業で行われており、女性が生きやすい社会づくりに向け、様々な主体の連携を支援します。

*「フェムテック」：性が抱える健康の課題をテクノロジーで解決できる商品（製品）やサービスのこと。

1 ライフステージに応じた女性の健康支援

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護
- 出産に関わる健康の確保と増進
- 生涯を通じた女性の健康づくり

2 心の健康とレジリエンスを高めるための取組

- 女性の視点を踏まえたメンタルヘルス対策の推進
- レジリエンスを高めるための取組

*「レジリエンス」：困難をしなやかに乗り越え回復する力（精神的回復力）のこと。

- いのちを支える自殺対策の実施

第3章 女性支援に係る体制の充実

1 相談体制の充実

児童福祉、母子福祉・母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支

援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、当事者が必要となる支援を包括的に提供することで、女性の不安を解消し、自己肯定感を高めることに繋がります。

- ① 相談支援に関わる職員に対する女性支援のための研修の実施
- ② 相談支援窓口相互の連携の強化
- ③ 女性支援に関わる課題や対応事例の共有

2 庁内外における連携体制

女性支援調整会議（仮称）や女性支援庁内連絡会議（仮称）を整備し、様々な主体との円滑な連携や相談への迅速かつ適切な対応、問題解決に向けた対応力の向上などを図ります。

また、広域課題への対応について、茅ヶ崎市、寒川町との間で検討を進めます。

（１）女性支援調整会議（仮称）の設置

学識経験者をはじめ、女性支援に関わる民間団体や企業を中心とした会議を、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会内に設置し、課題共有や事例検討を行います。

（２）女性支援庁内連絡会議（仮称）の設置

関係部署が様々な女性支援における課題などを共有し、連携を図るための実務者会議を設置し、女性の不安を解消するため、課題に合わせて実施します。なお、DV対応に係る連携は引き続き庁内DV対応ネットワーク会議により行います。

※ 人権男女共同平和国際課は、両会議の事務局を担い、庁内外の連携を図ります。

3 教育・啓発

女性を取り巻く環境の変化を捉え、各課等が主体的に女性からの相談に対応できるよう定期的な研修を実施します。また、市民一人ひとりが女性が抱える様々な困難に対する理解促進に向け、D E I の視点を踏まえ、啓発を推進します。